

# 根郷保育園の運営についてのお知らせ

(重要事項説明書)



令和3年4月

佐倉市立根郷保育園

## 1. 事業の目的

根郷保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

## 2. 運営の方針

- ・家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護及び教育を一体的に行います。
- ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

## 3. 施設運営主体

事業者の名称	佐倉市
代表者氏名	市長 西田 三十五
法人の所在地	佐倉市海隣寺町97番地
法人の電話番号	043-484-6139

## 4. 当園の概要

施設の種別	保育所		
施設の名称	佐倉市立根郷保育園		
所在地	佐倉市大崎台4-3-2		
電話番号	043-484-4661		
管理者名	園長 平山 千穂		
認可定員（年齢別）	0歳児 3号 12名	3歳児 2号 27名	
	1歳児 3号 16名	4歳児 2号 26名	
	2歳児 3号 23名	5歳児 2号 26名	
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。		
職員への研修の実施状況	内部研修年12回、外部研修年30回程度実施しています。		
認可年月日	昭和46年4月1日		

※定員は保育士の配置等の理由により、入園児数と異なる場合があります。

## 5. 施設・設備等の概要

敷地	全体	2,699.10㎡		
	園庭	1,263.99㎡		
建物	構造	軽量鉄骨造		
	延べ面積	1,281.85㎡		
施設の内容	乳児・ほふく室	2室	保育室	6室
	遊戯室	1室	幼児用トイレ	3室
	調理室	1室	沐浴室	1室
	調乳室	1室		
設備の種類	冷暖房			

## 6. 職員体制 令和3年4月1日現在

職名	職務の内容	常勤	常勤者の有資格	非常勤	非常勤者の有資格
園長	園全般の管理・運営。	1人	1人	人	人
副園長	保育指導に関する事。事務に関する事。	1人	1人	人	人
保育士	児童の保育に関する事。指導計画の作成。	19人	19人	13人	13人
栄養士	献立に関する事。児童のアレルギー等に関する事。	1人	1人	人	人
保健師又は看護師	児童の健康管理、保健衛生に関する事。	人	人	2人	2人
保育支援員	朝夕の時間帯の保育補助。	人	人	9人	人
調理員	給食調理に関する事。	人	人	7人	4人
用務員	用務に関する事。	人	人	2人	人
事務職員	保育園事務全般に関する事。	1人	人	人	人

## 7. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	月～金：午前7時から午後8時 土：午前7時から午後6時
休園日	日曜日、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日

## 8. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後8時
保育短時間認定	保育時間	午前9時から午後5時
	延長保育時間	午前7時から午前9時、午後5時から午後8時

\*やむをえない理由により延長保育を利用するにあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途延長保育料が必要となります。

## 9. 提供する保育等の内容

当園は、「保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）」及び「佐倉市保育・施設管理基準（平成25年4月）」を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### ① 養護と教育の一体的な提供

保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

- ② 子育て家庭に対する支援  
地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。
- ③ 子育て支援拠点事業  
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として園庭開放を実施し、子育てについての相談や情報の提供などにより、子どもの健やかな育ちを支援していきます。
- ④ 一時預かり事業  
パートタイム就労や病気等による緊急時、育児疲れなどのリフレッシュのために、一時保育を行います。

## 10. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法  
自園調理
- ② 食事の提供を行う日  
保育を提供する日は、土曜日を除き、毎日食事の提供を行います。  
行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。  
献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。  
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0～2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3～5歳児		11時30分頃	15時30分頃	

- ③ アレルギー対応状況  
アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子様に合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。  
除去食及び代替食に対応しています。  
佐倉市食物アレルギーマニュアルに基づいて実施します。
- ④ その他衛生管理等  
集団給食施設届出を保健所へ提出しています。  
大量調理施設衛生施設マニュアル及び保育所における食事の提供ガイドラインに沿って衛生管理を行っています。  
日々の健康管理、確認及び細菌検査の実施（月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。  
調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 11. 利用料金

- ① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）  
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。  
保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月末日）。  
ただし、納付書による納入も可能です。
- ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）  
保育料のほか、別表（P6）に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については別途お知らせします。

## 12. 利用の開始について

当園では、支給認定を受け、佐倉市の利用調整に基づき当園に入所決定された後に保育の提供を開始します。

## 13. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### ① 内科

医療機関の名称	池医院
医院長名又は医師名	池 克志
所在地	佐倉市大崎台 1-6-3
電話番号	043-484-0371

### ② 歯科

医療機関の名称	リーフデンタルクリニック
医院長名又は医師名	大内 敬
所在地	佐倉市錦木町 1-3-19
電話番号	043-486-5140

## 15. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応します。		
避難訓練	火災、地震、風水害、不審者侵入を想定した避難訓練を月 1 回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	ガス漏れ報知器
	非常警報装置	非常用電源	
避難場所	第 1 避難場所→園庭 第 2 避難場所→駒返公園 第 3 避難場所→寺崎小学校		

## 17. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 佐倉市こども家庭課との連携
- ② 千葉県子ども虐待対応マニュアルの運用

#### 18. 賠償責任保険の加入

当園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	全国市長会学校災害賠償保障保険
保険の種類	契約類型 1 (補償保険加入なし)、賠償責任保険 F 型
保険金額	身体賠償 1 名につき 2 億円、1 事故につき 20 億円

#### 19. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	高橋 千都子 (副園長)
受付責任者	平山 千穂 (園長)
利用時間	午前 9 時～午後 5 時
連絡先	電話 043-484-4661 FAX 043-485-2330
第三者委員	※第三者委員の氏名及び連絡先は、園内の常設の重要事項説明書並びに園内掲示物にてご案内しております。
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

#### 20. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、「佐倉市個人情報保護条例」に基づき、適正な維持管理を行います。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

#### 21. 当園におけるその他の留意事項

特になし

## 別表

### 1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
園帽子代	クラスカラーの日除け付帽子	Mサイズ 940円
		Lサイズ 970円
保険代	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済加入	年額 210円

※その他、園外活動において、実費負担を求める場合があります。

\*当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

### 2. 延長保育料

30分につき月額500円

定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前7時00分から午後6時00分、保育短時間認定の場合は午前9時00分から午後5時00分）を超えて利用した場合は、延長保育料を徴収いたします。

### 3. 給食費

月額5,000円（3～5歳児クラス）

\*次のどちらかに該当する場合は、給食費の支払いが免除となります。

- 年収360万円未満世帯相当の子
- 第3子以降の子（保育施設等の在園児のみで数えて3人目以降）

※免除対象世帯には、市役所から通知するため、手続きは不要です。